

1. 景観まちづくり計画の区域

（１）景観計画区域図



(2) 景観重点地区の指定の方針

“ふくしまの顔”となる様な“福島らしさ”の現れた景観を有する地区、あるいは重点的かつ先導的に景観まちづくりを行う必要があると思われる次に示すような地区について、市民・事業者との合意のもと景観条例に基づき「景観重点地区」として指定するものとします。

景観重点地区では、独自の届出制度や行為の制限を定めるなど、地区の特性に応じたきめ細かな景観誘導を行うことが可能となります。

- 福島を代表する素晴らしい眺望が望める地区
- 景観形成に関する自主的な取り組みがなされている地区
- 歴史的景観を有する地区
- 屋外広告物と景観との連携が必要な地区
- その他、市長が必要と認める地区

(3) 景観住民協定の認定

一定の区域内に存する土地、建築物などの所有者などが主体となり、良好な景観の形成に関する協定を景観条例に準じて締結した場合、「景観住民協定」として認定するものとします。

次に示す旧条例に基づき認定した地区については、それらの地区の景観に対する意識の高まり状況に応じて、法に基づく景観協定などへの発展を目指します。

市は、景観まちづくりに関するルールづくりを積極的に支援します。

- 茂庭地区景観住民協定【平成 18 年 8 月認定】
- 飯坂町周辺地域まちづくり協定【平成 19 年 3 月認定】
- 土湯温泉町まちづくり協定【平成 27 年 3 月認定】
- 福島駅前通り景観まちづくり協定【平成 29 年 3 月認定】

※飯坂町湯沢周辺区域街づくり協定は、平成 13 年に認定されたが現在は無効となっています



茂庭の集落と周辺の自然
(景観 100 選 No.80)



十網橋と摺上川沿いの温泉街
(景観 100 選 No.45)



土湯温泉街と周辺の自然
(景観 100 選 No.87)



福島駅前通り